議員提出議案第2号

議会の議員に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条及び須賀川市議会会議規則 (平成28年須賀川市議会規則第1号)第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年6月25日

 提出者
 須賀川市議会議員
 安藤
 聡

 賛成者
 同広瀬吉彦

 同同佐藤暸二

 同同満井光夫

須賀川市議会議長 五十嵐伸様

議会の議員に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員に対する期末手当支給に関する条例(昭和31年須賀川市条例第23号)の一部 を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 令和2年12月に支給する期末手当の額については、第2条の規定にかかわらず、期末手 当の額から、期末手当の額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。